

「規制改革・民間開放推進三か年計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）において平成 17 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について

公布日：平成 18 年 03 月 31 日

環廃産発 060331001 号

（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長から各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長あて）

「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 17 年 3 月 25 日閣議決定）においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の適用に関して、許可手続きの合理化等のため平成 17 年度中に必要な措置を講ずることとされたところであるが、これを受け、今般、下記のとおり解釈の明確化を図ることとしたので通知する。なお、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第二 産業廃棄物を使用した試験研究に係る規制について

営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場合は、産業廃棄物の処理を業として行うものではないため、産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を要しないものである。また、当該試験研究にのみ使用する施設は、試験研究を目的としたものであり、産業廃棄物処理施設の設置の許可は要しないものである。なお、試験研究に該当するか否かについては、あらかじめ、都道府県知事が試験研究を行う者に対して、当該試験研究の計画の提出を求め、以下の点に該当するか否かで判断すること。

(1) 営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るものであること。

(2) 試験研究の期間は試験研究の結果を示すことができる合理的な期間であり、取り扱う産業廃棄物の量は、試験研究に必要な最小限の量であり、かつ試験研究の結果を示すことができる合理的な期間に取り扱う量であること。この点について、都道府県知事は当該試験研究を行う者が試験研究と称して不正に廃棄物処理を行うことがないよう厳格に指導すること。特に試験研究の期間については、期間を区切って試験研究の結果を確認する等の措置をとり、試験研究を行う上で最も短い期間になるようにすること。

(3) 試験研究については、法第 12 条の処理基準を踏まえ、不適正な処理を行うものではないこと。試験研究に使用する施設については、法第 15 条の 2 第 1 項各号等を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであること。また、試験研究の目的、期間及び投資額等から、

不正な産業廃棄物の処理が行われないうちに特に厳格に審査を行うべきである。

(4) 試験研究という性質にかんがみ、同様の内容の試験研究が既に実施されている場合には、その試験研究の結果を踏まえ、当該試験研究の実施の必要性を判断し、主として不正な産業廃棄物の処理を目的としたものでないことが確認できるものであること。

(5) 試験研究に必要な期間を超えるもの、必要な量を超える廃棄物の処理を行っているもの、不適正な処理が行われている等、計画に従っていない不適正な状態が判明した場合には、告発等の速やかな対応を行うことが適切であること。なお、試験研究と称して産業廃棄物を処理しているような場合は当然無許可営業等に該当するものであること。

参考（第2関係） 「試験研究」として認める際の規制の明確化に係る事例

試験研究については、試験研究に用いる産業廃棄物の種類や処理技術等様々であり、それらによって、試験研究の内容も多岐にわたるものであることから、試験研究に係る計画の内容については必要事項等総合的に判断し精査されたい。

なお、以下は試験研究の事例として掲げたものであるので参考にされたい。

【試験研究に該当する事例①】

● 事例内容

浄水場汚泥及び植物繊維の混合比、土壌改良土の物理的、化学的性状等の安全性確認を目的として、浄水場汚泥の植物繊維質混練りによる土壌改良土の製造を試験研究で行うということで平成 17 年 4 月 13 日付けで A 社が承認を求めてきた。その際、以下の条件を付して試験研究として承認した。

①排出事業者は計画書の記載の事業者に限ること。

②処理料金は必要最低限（試験に必要な経費見合い）のみ受領すること。

③産業廃棄物は、計画書に記載の品目に限り、試験に必要な最小限度の産業廃棄物のみ受領すること。

④試験に必要な最低限の期間として、平成 18 年 4 月 30 日までとすること。

⑤試験に当たっては生活環境の保全上支障のおそれがないよう措置を講じ、かつ、再生品による生活環境の保全上支障のおそれがないものであること。

⑥試験に当たっては、法に規定する処理基準等を踏まえ、計画書に記載された方法により検査、管理等を行うこと。

⑦試験とは、新たな処理技術の研究開発又は安全性及び市場性の各種データを得るための実証試験のことであることを留意すること。

⑧試験の状況及び結果について、地方公共団体に報告すること。

⑨試験により生活環境保全上支障を生じるおそれがある場合は、試験を中止すること。

⑩試験により生活環境保全上支障を生じるおそれがあると認めた場合、条件を履行しな

い場合等は、承認を取り消すことがあること。

①試験が終了した際には試験完了報告書を提出すること。

【試験研究に該当する事例②】

● 事例内容

地方公共団体と企業による共同事業で、建設汚泥の再資源化に係る新しい技術を確認すべく、実証プラントを設置し、実際に産業廃棄物として排出された建設汚泥の処理を行う。その際、以下の条件を付する。

①プラントの設置、維持管理は企業が行う。設置する場所は地権者の了承を得た上で、排出事業者である建設会社が施工する敷地と同一とする。

②実証試験期間は6ヶ月とし、延長は行わない。試験終了後にプラントは撤去する。

③排出事業者から無償で建設汚泥の提供を受ける。

④実証試験を行う者は実証試験に使用する建設汚泥の量、処理経過・結果は、監督する地方公共団体と排出事業者へ逐次報告する。

⑤再資源化の目安として、地方公共団体と排出事業者があらかじめ一定の基準を設定しておき、それに合致したものを再資源化されたものとする。

⑥再資源化がされた場合でも、再資源化がされなかった場合でも、処理後の物は排出事業者に戻し、排出事業者において活用又は産業廃棄物処理委託を行う。

【試験研究に該当する事例③】

● 事例内容

プラントメーカーが新規に製品開発する過程で、実際の廃棄物（高濃度の重金属を含む汚泥等）を使用する。その際、以下の条件を付する。

①従来にない技術開発であること。

②実験（開発）期間を区切ること。

③プラントメーカーは排出事業者から無償で産業廃棄物の提供を受けること。

④処理基準を満たすための試験を目的とすること。

⑤処理後の物はプラントメーカーが排出事業者として、適正に処理（委託）を行うこと。

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領

制定 平成 25 年 6 月 21 日 資産第 490 号
(局長決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、産業廃棄物を使用した試験研究を行うにあたり、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」(平成 17 年 3 月 25 日閣議決定)において平成 17 年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)(平成 18 年 3 月 31 日環廃産発第 060331001 号)に基づく適正な実施を確保するため、当該試験研究に係る計画書の事前提出等の必要な手続きを定めることを目的とする。

(試験研究計画の提出)

第 2 条 本市内において産業廃棄物を使用した試験研究(営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るもの)を行おうとする者(以下「試験研究実施者」という。)は、あらかじめ、試験研究計画書(様式 1)を市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

2 前項の試験研究計画書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 試験研究を行う場所の地図
- (2) 試験研究の内容がわかる書類
- (3) 試験研究に関わる者の所属、連絡先、役割等がわかる書類
- (4) 提供された産業廃棄物を使用して試験研究を行う場合は、産業廃棄物の提供者と試験研究実施者が締結した産業廃棄物の提供に関する書類
- (5) 試験研究に関する工程表
- (6) 試験研究に使用する施設の構造及び処理能力等がわかる書類
- (7) 試験研究により発生する産業廃棄物の量、処理方法等がわかる書類
- (8) 試験研究実施時の環境保全対策がわかる書類
- (9) 試験研究に使用する施設の維持管理状況に係る書類
- (10) 試験研究実施時の防災・災害対策、緊急時の対策がわかる書類
- (11) その他市長が必要と認める書類

3 試験研究の実施期間は原則として 1 年を超えないものとする。

(試験研究変更計画の提出)

第 3 条 試験研究実施者は、前条の計画に変更が生じる場合は、あらかじめ、試験研究変更計画書(様式 2)に、変更内容がわかる書類を添付して市長に提出し、市長の承認を受けるものとする。

(試験研究計画、試験研究変更計画の判断基準)

第 4 条 試験研究計画、試験研究変更計画は、次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係るものであること。
- (2) 試験研究の期間は試験研究の結果を示すことのできる合理的な期間であり、取り扱う産業廃棄物の量は、試験研究に必要な最小限の量であり、かつ試験研究の結果を示すことができる合理的な期間に取り扱う量であること。
- (3) 試験研究については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 12 条の処理基準を踏まえ、不適正な処理を行うものではないこと。
- (4) 試験研究に使用する施設については、法第 15 条の 2 第 1 項各号等を踏まえ、生活環境保全上支障のないものであること。
- (5) 同様の内容の試験研究が既に実施されている場合には、その試験研究の結果を踏まえ、

当該試験研究の実施の必要性を判断し、主として不正な産業廃棄物の処理を目的としたものでないことが確認できるものであること。

(判断結果の通知)

第5条 市長は、第2条に規定する試験研究計画書又は第3条に規定する試験研究変更計画書が提出され、試験研究計画又は試験研究変更計画が第4条の各号について適合していると認めるときは、試験研究承認通知書(様式3)により試験研究実施者に通知しなければならない。

試験研究計画又は試験研究変更計画が第4条の各号について適合しないと認めるときは、当該試験研究実施者に対し、計画の変更など必要な指導を行うものとする。

(試験研究完了の報告)

第6条 試験研究実施者は、当該試験研究を終了した日から30日以内に試験研究完了報告書(様式4)を市長に提出するものとする。

当該試験研究により産業廃棄物が発生した場合は、「試験研究を終了した日」を「産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日」とする。

2 前項の試験研究完了報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 試験研究結果がわかる書類
- (2) 試験研究により発生した産業廃棄物の量、処理方法等がわかる書類
- (3) 試験研究に使用した施設の維持管理状況結果がわかる書類
- (4) 試験研究実施時の環境保全対策結果がわかる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(試験研究中止の報告)

第7条 試験研究実施者は、当該試験研究を中止した場合は、速やかに、試験研究中止報告書(様式5)を市長に提出するものとする。

2 実施期間途中で試験研究を中止した場合は、試験研究を中止した日から30日以内に試験研究完了報告書(様式4)を市長に提出するものとする。ただし、試験研究により産業廃棄物が発生した場合は、「試験研究を中止した日」を「産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認した日」とする。

3 前項の試験研究完了報告書には、第6条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。

(試験研究承認の取消し)

第8条 市長は、当該試験研究が第4条の判断基準に適合しなくなったときは、当該試験研究を中止させ、承認の取消しを行うことができる。

2 前項の試験研究承認の取消しを行ったときは、試験研究承認取消通知書(様式6)により試験研究実施者に通知しなければならない。

(指導及び助言)

第9条 この要領に定めるもののほか、市長は、試験研究実施者に対し試験研究の適正な実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

附則

本要領は平成25年7月1日から施行する。

(様式1)

試験研究計画書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(試験研究実施者)

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領第2条の規定に基づき、試験研究計画書を提出します。

試験研究の名称						
実施場所 (施設設置場所)		横浜市 区				
目的		(目的) <input type="checkbox"/> 学術研究 <input type="checkbox"/> 処理施設の整備 <input type="checkbox"/> 処理技術の改良、考案、発明				
実施期間 ^{※1}		年 月 日 から 年 月 日				
※2 使用する 産業 廃棄 物	産業廃棄物の 種類	入手先	運搬者	予定受入量	搬入頻度	備考
連絡先		(所属) (担当者名) (電話番号)				
(記入上の注意) ※1 試験研究に使用する施設の設置予定日や産業廃棄物の搬入予定日から、試験終了予定日までを記載すること。(試験研究により産業廃棄物が発生する場合は、産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認できる日までを記載すること。) ※2 使用する産業廃棄物の入手先(名称、所在地)、運搬者(運搬者の名称、所在地)、予定受入量、搬入頻度、備考(性状、荷姿等)を記載すること。						

(日本工業規格A列第4番)

(様式2)

試験研究変更計画書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(試験研究実施者)
住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領第3条の規定に基づき、試験研究変更計画書を提出します。

試験研究の名称	
変更内容 ^{※1}	
変更年月日	年 月 日
変更理由	
連絡先	(所属) (担当者名) (電話番号)

(記入上の注意)

※1 変更のある部分については、変更前および変更後の内容を対照させること。

(日本工業規格 A 列第 4 番)

(様式3)

第 号
年 月 日

住所

氏名 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

横浜市長

試験研究承認通知書

年 月 日に提出がありました 試験研究計画 について、産業廃棄物を使用し
試験研究変更計画

た試験研究に関する手続要領第5条の規定に基づき、承認します。

1 試験研究の名称

2 実施場所

3 承認の条件

(備考)

(様式4)

試験研究完了報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(試験研究実施者)
住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領 第6条 の規定に基づき、試験研究
第7条
完了報告書を提出します。

試験研究の名称						
実施場所 (施設設置場所)		横浜市 区				
実施期間*1		年 月 日から 年 月 日				
※2 使用した 産業廃棄物	産業廃棄物の 種類	入手先	運搬者	受入量	搬入頻度	備考
連絡先		(所属) (担当者名) (電話番号)				
(記入上の注意)						
※1 試験研究に使用した施設の設置日や産業廃棄物の搬入日から、試験終了日までを記載すること。(試験研究により産業廃棄物が発生した場合は、産業廃棄物管理票等により最終処分が終了した旨を確認できる日までを記載すること。)						
※2 使用した産業廃棄物の入手先(名称、所在地)、運搬者(運搬者の名称、所在地)、受入量、搬入頻度、備考(性状、荷姿等)を記載すること。						

(様式5)

試験研究中止報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(試験研究実施者)
住所
氏名
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
電話番号

産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領第7条の規定に基づき、試験研究中止報告書を提出します。

試験研究の名称	
中止年月日	年 月 日
中止理由	
連絡先	(所属) (担当者名) (電話番号)

(日本工業規格 A 列第 4 番)

(様式6)

第 号
年 月 日

住所

氏名 様
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

横浜市長

試験研究承認取消通知書

次の試験研究について、産業廃棄物を使用した試験研究に関する手続要領第8条の規定に基づき、承認を取り消したので通知します。

1 試験研究の名称

2 実施場所

3 取消事項

月 日 第 号
月 日 第 号

4 理由

(備考)

廃棄物の処理実験に関する取扱い（事業者配布用）

令和5年4月

資源循環局事業系廃棄物対策課

1 趣旨

廃棄物の処理実験に関しては、廃棄物の処理及び有効利用の速やかな技術開発を目的として使用される施設について施設設置許可が不要とされていると同時に、営利を目的としない処理実験であれば処理業の許可も不要とされています。

しかしながら、生活環境保全上の支障がないよう、本市ではこれらの実験に用いる施設に関して、実験内容の確認や事前に計画書などを提出していただいております。

御協力の程お願いします。

2 処理実験施設に関する基準

(1) 処理試験計画時の基準

処理試験で使用する施設については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」（以下、「省令」といいます。）第4条第1項に規定する技術上の基準に適合していなければなりません。

【全ての一般廃棄物処理施設に係る基準】

- ・自重、積載荷重、その他の荷重、地震力、温度応力に対して構造耐力上安全であること
- ・排ガス、排水等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること
- ・ごみの飛散、悪臭の飛散を防止するために必要な構造、又は必要な設備が設けられていること
- ・著しい騒音、振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること
- ・汚水、廃液が漏れ出し、地下に浸透しない構造であること
- ・排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること

※ その他、施設の種類に応じた基準があります。

(2) 処理実験実施時の基準

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画は、省令第4条の5第1項に規定する技術上の基準に適合していなければなりません。

【全ての一般廃棄物処理施設に係る基準】

- ・施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと
- ・ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること
- ・蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること
- ・著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること
- ・施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上支障が生じないものとする
- ・施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと
- ・施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、三年間保存すること

※ その他、施設の種類に応じた基準があります。

3 提出書類

(1) 処理実験計画報告書

処理試験を行う者は、当該試験の施設規模や試験期間によって、次のいずれかの「廃棄物処理実験計画報告書」を提出していただきます。

ア 法定施設を用いて行う処理試験または法定外の施設を用いて行う期間1年を超える処理試験

⇒「処理実験計画報告書（様式a）」

イ 法定外の施設を用いて行い、その期間が1年を超えない処理試験

⇒「処理実験計画報告書（様式b）」

(2) 処理実験計画報告書の変更・中止報告

提出された報告書に軽微な施設変更や期間の延長、中止等が生じた場合は、速やかに文書にて報告をいただきます（様式は問いません）。

ただし、計画の目的や施設の増強など、新たに周辺環境に配慮する必要がある変更の場合には、現状計画の中止の後に新たに処理実験計画報告書を提出していただきます。

(3) 処理実験の中間（進捗）及び完了報告

進捗に伴って処理状況等に関する実績を処理実験進捗（完了）報告書（様式c）にて報告していただきます。

ア 法定施設を用いて行う処理試験または法定外の施設を用いて行う期間1年を超える処理試験

・進捗報告書 報告対象期間：開始日（前年4月1日）～3月31日

報告期限：5月31日

報告内容：処理実験の進捗状況

・完了報告書 報告対象期間：開始～終了

報告期限：終了後60日以内

報告内容：処理実験の結果等

イ 1年以内の処理実験

・完了報告書 報告対象期間：開始～終了

報告期限：終了後30日以内

報告内容：処理実験の結果等

(4) 維持管理状況報告

処理試験を行う者は、施設の維持管理状況を記録するとともに、処理施設維持管理状況報告書（第38号様式その3）を提出していただきます。

ア 焼却施設の場合

報告対象期間（報告期限）：4月～9月（10月31日）

10月～3月（5月31日）

イ その他の施設の場合

報告対象期間（報告期限）：4月～3月（6月30日）

<参考> 提出書類一覧

		法定施設を用いる処理試験 又は1年を超える処理試験	1年以内の処理実験
	処理実験計画報告書	様式 a	様式 b
	変更・中止報告書	自由書式（軽微な変更に限る）	
	進捗・完了報告書	様式 c	
進 捗 報 告	対象期間	開始日（前年4月1日）～3月31日	不要
	報告期限	5月31日	
	報告内容	処理実験の進捗状況	
完 了 報 告	対象期間	開始から終了まで	
	報告期限	終了後60日以内	終了後30日以内
	報告内容	処理実験の結果等	
維 持 管 理 状 況 報 告 書	焼却施設	対象期間	A 4月～9月／B 10月～3月
		報告期限	A 10月31日／B 5月31日
		報告内容	第38号様式その3
維 持 管 理 状 況 報 告 書	その他の 施設	対象期間	4月～3月
		報告期限	6月30日
		報告内容	第38号様式その3